

国立民族学博物館危機管理委員会規則

平成18年6月13日
規則第 3 号

(設置)

第1条 国立民族学博物館（以下「本館」という。）に、来館者、職員及び関係者等（以下「来館者・職員等」という。）の命と本館が管理する財産を守ることを目的として、想定される危機への対策とその対応及び復旧を行うため、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(危機管理)

第2条 委員会は、自然災害、事故、情報の流出及び社会からの批判等を原因として、来館者・職員等、資産（施設・設備、現金、収蔵品及び研究資料等をいう。）、情報（情報システム内の情報のほかあらゆる情報をいう。）及び社会的信用に被害が及ぶものについて、次に掲げる危機管理の対策及び対応を行う。

- (1) 起りうると考えられる危機に対する事前の対策
- (2) 危機が起った時の緊急的対応・対策及び復旧
- (3) 前号から得られたノウハウの蓄積とこれに基づく危機に対する事前対策の更新

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各副館長
- (2) 各研究部長
- (3) 情報管理施設長
- (4) 学術資源研究開発センター長
- (5) 管理部長
- (6) 総合研究大学院大学先端大学院先端学術専攻人類文化研究コース長
- (7) 各課（室）長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副館長（企画調整担当）をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、管理部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、危機発生時において出席できない委員がある場合は、その限りでない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事前対策部会の設置)

第7条 本館全体の危機管理方針及び想定される個々の危機に対するマニュアルを作成するため、委員会に事前対策部会を置く。

- 2 事前対策部会は、委員長が指名する研究教育職員で構成する。
- 3 事前対策部会の部会長は、委員長が指名する。
- 4 事前対策部会の部会長は、必要に応じて部会員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5 事前対策部会に関する事項については、委員会が別に定める。
- 6 委員長は、危機管理方針及び危機管理に対するマニュアルが決定した段階で、事前対策部会を解散するものとする。

(緊急対策部会の設置)

第8条 館長は、発生した危機に対応するため必要がある場合には、委員会に緊急対策部会を置くことができる。

- 2 緊急対策部会は、委員長及び副委員長のほか、館長が指名する職員で構成する。
- 3 緊急対策部会の部会長は、館長が指名する。
- 4 緊急対策部会の部会長は、必要に応じて部会員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5 緊急対策部会の部会長は、常に館長と連絡を取り、発生した危機の被害が最小限となるよう対応するものとする。
- 6 館長は、当該危機が解決した段階で、緊急対策部会を解散するものとする。

(意見の聴取)

第9条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

- 2 委員会に設置する事前対策部会及び緊急対策部会の庶務は、危機の内容に関係する課(室)において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年6月13日から施行する。
- 2 国立民族学博物館防災対策委員会規則(平成16年4月6日規則第23号)及び国立民族学博物館環境保全委員会規則(平成16年4月6日規則第13号)は、廃止する。
- 3 委員会は、発足後速やかに消防法に基づく消防計画を策定するものとする。
- 4 国立民族学博物館防災管理規則(平成16年4月9日規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)中「防災対策委員会」を「危機管理委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成18年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。